

苫小牧市スマートシティ官民連携協議会 部会要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会要綱（以下「協議会要綱」という。）第10条の規定に基づき設置される、部会に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会は、苫小牧市スマートシティ官民連携協議会（以下「協議会」という。）の活動を推進するため、特定事項の調査、研究等を行うことを目的とする。

(活動期間)

第3条 部会は、運営委員会（協議会要綱第9条の規定に基づき設置される運営委員会をいう。）の下に設置し、活動期間は設置日から当該年度末とする。ただし、必要に応じて年度を単位として活動期間を延長することができる。

(活動報告)

第4条 部会における特定事項の調査、研究等の内容、成果、進捗状況等については、適宜運営委員会に対して報告を行う。

(部会メンバー)

第5条 部会の構成員（以下「部会メンバー」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから協議会会長が選任する。

- (1) 協議会要綱第5条第1項の会員のうち、当該調査、研究等の対象となる特定事項に関する知見を有する団体又は個人
- (2) 行政機関等に従事する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該調査、研究等に必要な能力を有する者

2 部会の運営にあたり、必要に応じて部会の会務を総括するため、部会長を1名、部会長を補佐し、事故等があったときにその職務を代理するため、副部会長1名を置くことができる。

3 部会メンバーは、いつでも部会を退会することができる。ただし、退会後も次条を遵守する。

4 部会メンバーは無報酬とする。ただし、第1項第3号に掲げる者でこれにより難しいときは、別途協議する。

(秘密保持)

第6条 部会メンバーは、部会活動を通して知得した、他の部会メンバーの技術的な情報、秘密等を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、協議会事務局（苫小牧市総合政策部未来創造戦略室）が務める。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則（令和5年4月26日改正）